

契約概要 「カチッとがん保険」(正式名称:がん保険(定期型))

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

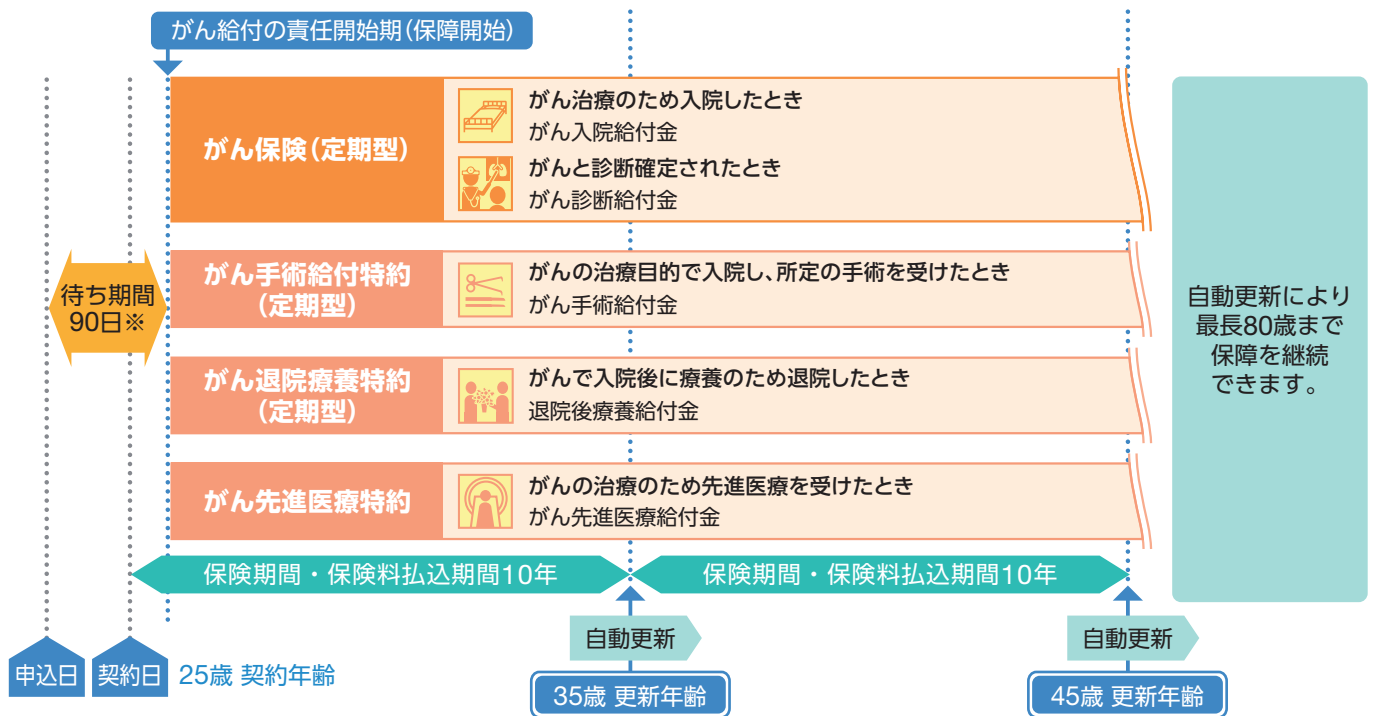
1 商品のしくみについて

特長

がん保険(定期型)は、**がんと初めて診断された場合やがんの治療を直接の目的として入院をされた場合に、所定の給付金をお支払いする保険**です。また、特約を付加することで、**がん治療のための手術や先進医療を受けたときの保障、退院時の保障を追加することができます。**



満25歳の方が、**がん保険(定期型)に、がん手術給付特約(定期型)、がん退院療養特約(定期型)、がん先進医療特約を付加した場合**



※保険契約のお申込みまたは告知のいずれか遅い時点からその日を含めて91日目にご給付の保障を開始します(がん給付の責任開始期)。ただし、更新時においては、更新日より保障があります。がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されている場合、保険契約を無効とし、給付金をお支払いしません。なお、保険料の払込免除については、お申込みと告知のいずれか遅い時点から保障を開始します。

2 お取扱内容について

契約年齢	満20歳～満69歳まで
保険期間・保険料払込期間	10年
更新の取扱い	最長80歳まで保障を継続(自動更新)できます。
保険料払込回数	月払(2012年4月現在、年払はお取扱いしておりません。)
保険料払込方法	クレジットカード払・口座振替払
診査	告知扱い(ご契約に際して医師の診査はありません。)

- 更新時の年齢が満71歳から満79歳の場合には、保険期間は10年ではなく80歳満了に変更して自動更新されます。詳しくは「6.保険契約の自動更新について」をご参照ください。
- ご契約時の保険料は契約日(原則として申込日の責任開始期の属する月の翌月1日)時点の満年齢(契約年齢といいます。)で計算されます。
- 保険料は被保険者さまの年齢・お申込みプランによって異なります。詳しくはネクスティア生命ホームページ(<http://www.nextialife.co.jp>)でご試算ください。
- ご契約をネクスティア生命が承諾した場合、お申込みと告知のいずれか遅い時点を責任開始期とし、責任開始期の属する日を含めて91日目のがん給付の保障を開始します(がん給付の責任開始期)。ただし、所定の第1回保険料の払込猶予期間満了までに、第1回保険料をお払込みいただけなかった場合は、ご契約は無効となります。

3 保障内容について

◇がん保険(定期型)(主契約)

	保障内容	お支払金額
がん入院給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に、診断確定された所定のがんの治療を直接の目的として入院されたときに、がん入院給付金をお支払いします。お支払いする入院日数の限度はありません。	がん入院給付金日額 ×入院日数
がん診断給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて所定のがんと診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて1回のみお支払いします。	がん入院給付金日額 ×100倍

◇がん手術給付特約(定期型)

	保障内容	お支払金額
がん手術給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後、主契約の給付の対象となる入院をされ、所定の手術を受けられたときに、がん手術給付金をお支払いします。一部の手術を除き、回数の限度はありません。ただし、上皮内新生物の手術の場合、保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて1回のみお支払いします。	手術1回につき 10万円

◇がん退院療養特約(定期型)

	保障内容	お支払金額
退院後療養給付金	被保険者が、主契約の給付の対象となる入院をした後、療養のため退院をしたときに退院後療養給付金をお支払いします。退院時に退院後療養給付金が支払われ、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再びがんによる入院を開始した場合、この入院については、退院後療養給付金の支払対象となりません。	退院1回につき 10万円

◇がん先進医療特約

	保障内容	お支払金額
がん先進医療給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期以後に診断確定された所定のがんを直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたときに、支払限度額の範囲内で技術料の実費をがん先進医療給付金としてお支払いします。	所定の先進医療にかかる技術料の実費 (通算500万円まで)

(注1) この特約の先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、厚生労働大臣が定める医療機関で行われるものに限り、なお、先進医療の種類や医療機関は随時見直され、療養を受けた日に先進医療に該当するものが給付の対象となります。

(注2) がん先進医療特約は、がん先進医療給付金のお支払総額が、保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて500万円となった場合に消滅します。

◇保険料の払込免除

被保険者さまが責任開始期以後に傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因としてその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当したときにその後の保険料の払込みを免除します。

◇死亡時返還金

被保険者さまが死亡したときに死亡時返還金としてご契約の責任準備金をお支払いします。責任準備金とは将来の給付金をお支払いするために保険料の中から積み立てておくものをいいますが、ご契約の経過年数等によっては、責任準備金がないことがあります。

4 給付金額等について

「保険設計書」をご参照ください。

5 保険料について

「保険設計書」をご参照ください。

6 保険契約の自動更新について

ご契約者さまからのお申出がない限り、保険契約は保険期間満了時に同一の給付金額(がん入院給付金日額)・保険期間にて自動更新されます(保険料の払込みが免除されているご契約も更新されます。)。ただし、更新時の年齢が満71歳から満79歳の場合には、保険期間は10年ではなく80歳満了に変更して自動更新されます。

保険契約が更新される場合、更新後の保険料は、更新時の被保険者さまの満年齢および更新時に適用される保険料率によって計算され、更新後のご契約は更新時の約款が適用されます。

7 がん保険(終身型)への移行について

保険期間満了時に、同一の給付金額(がん入院給付金日額)でがん保険(終身型)へ移行することができます。移行時の告知は必要ありません。

※移行時の年齢が満69歳以下であり、かつ保険期間(更新契約の保険期間を含みます。)を通じて給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていない場合に限りです。

※がん保険(終身型)へ移行した場合においても、がん先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年です。自動更新により最長80歳まで保障を継続できます。

※がん保険(終身型)へ移行される場合の移行後の保険料は、移行時の被保険者さまの満年齢および移行時に適用される保険料率によって計算され、移行後のご契約は移行時の約款が適用されます。

※主契約が、がん保険(終身型)に移行された場合、移行時に付加されていた特約も同時に終身型へ移行することができます(がん先進医療特約を除きます。)

8 満期返戻金・配当金について

この保険には満期返戻金・配当金はありません。

9 増額・減額について

この保険には給付金等の増額・減額の取扱いはありません。

10 解約返戻金について

解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。解約返戻金の額は、ご契約年齢、保険料払込期間、経過年数などにより異なります。

●引受保険会社:ネクスティア生命保険株式会社

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「注意喚起情報」に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(生命保険協会「生命保険相談所」についても記載されていますので、あわせてご確認ください。)

●代理店経由でご契約のお申込みをされた場合

募集代理店については「保険設計書 がん保険(定期型)のお見積り」の募集代理店欄をご参照ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前には必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリング・オフについて

■クーリング・オフ制度について

生命保険は長期にわたるご契約です。ご契約に際しては十分にご検討ください。

- ご契約者さまはご契約のお申込日の翌日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
この場合、保険料をすでにお支払いいただいているときには保険料を全額お返しします。
- ネクスティア生命はお申込みの撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

■クーリング・オフのお申出方法

- お申込みの撤回等は、郵便により期限内(お申込日の翌日から8日以内の消印有効。)にネクスティア生命あてにお申出ください。

送付先: 〒060-0002

北海道札幌市中央区北二条西1丁目1-7 ORE札幌ビル11F

ネクスティア生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター行

- お申出の際は書面に、生命保険会社名(ネクスティア生命保険株式会社)・お申込みを撤回する旨・申込日・保険種類・証券番号・契約者名・被保険者名・書面記入日・住所を明記し、ご契約者さまの氏名を自署・捺印(認印)のうえ、ご郵送ください。詳細につきましては、記載例をご参照ください。

■記載例

ネクスティア生命保険株式会社 御中
私は、平成〇〇年〇月〇日に申込みました
がん保険(定期型)の申込みの撤回を行います。
証券番号 123456789
契約者 山田太郎
被保険者 山田太郎
平成〇〇年〇月△日
住所 東京都千代田区麹町〇丁目〇〇
氏名 山田太郎(自署) (印)

2 お申込内容・告知内容について

お申込内容、告知内容をご自身で正確にご入力ください。お申込内容および告知内容はネクスティア生命とお客さまの契約関係を取り決める大切な事項です。

■ 告知義務について

- お客さま（ご契約者さま・被保険者さま）に、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねいたします。
- お客さま（ご契約者さま・被保険者さま）には健康状態などについて正しく告知をしていただく必要があります（告知義務）。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから健康状態の悪い人などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。
- お申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の病歴、身体の障害状態、ご職業、身長、体重などについて、ネクスティア生命ホームページの告知画面でおたずねします。告知いただいた内容にもとづいてご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただきますので、ありのままを正確にご入力ください。
- 健康状態、ご職業、体格などによってはご契約のお引受けをお断りすることがあります。

■ 告知の方法

- 告知画面に表示される質問事項について、ご自身がありのままをご入力し、内容を十分ご確認のうえお申込みください。

■ 告知受領権について

- 告知受領権はネクスティア生命が有しています。
- 生命保険募集人（代理店を含みます。）やネクスティア生命カスタマーサービスセンターのオペレーターに口頭でお話しされただけでは、告知をしていただいたことになりませんのでご注意ください。

■ 告知が事実と相違する場合

- 告知いただくことからは、ネクスティア生命ホームページの告知画面に表示いたします。告知していただく内容について、故意または重大な過失によってその事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は最後の復活日）から2年以内であれば、ネクスティア生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - たとえば、がんと診断され治療中であるにもかかわらず、お申込時にお知らせいただけなかった場合、「告知義務違反」となりご契約は解除され、たとえその後がんにより給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生しても、給付金のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。また、この場合それまでお払込みいただいた保険料はお返ししませんのでご注意ください。
- ご請求が責任開始の日（復活の場合は最後の復活日）から2年を経過していても、給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約が解除された際に解約返戻金がある場合には、その金額をお客さま（ご契約者さま）にお支払いします。
- なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金のお支払いまたは保険料の払込免除ができないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として給付金のお支払いまたは保険料の払込免除ができないことがあります。この場合、

 - 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなる場合があります。
 - すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。
- 告知にあたり、生命保険募集人（代理店を含みます。）が告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、ネクスティア生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者さま、または被保険者さまが、ネクスティア生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、ネクスティア生命はご契約または特約を解除することができます。

3 生命保険募集人について

ネクスティア生命の担当者(生命保険募集人)はお客さまとネクスティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネクスティア生命が承諾したときに有効に成立します。

4 責任開始期について

■ がん給付の責任開始期

- ご契約をネクスティア生命が承諾した場合、お申込みと告知のいずれか遅い時点を負任開始期とし、責任開始期の属する日を含めて91日目にがん給付の保障を開始します(がん給付の責任開始期)。なお、保険料の払込免除については責任開始期から保障が開始されます。お申込みをいただいた日につきましては、マイページの「申込内容控え」をご確認ください。
- 所定の第1回保険料の払込猶予期間満了までに、第1回保険料をお払込みいただけなかった場合は、ご契約は無効となります。

5 給付金のお支払いなどについて

■ 給付金などに関する手続きなど

- お客さまからのご請求に応じて給付金などをお支払いしますので、支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」[当社ホームページ]にも記載しておりますので、ご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者さまのご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

■ 給付金のお支払いなどができない主な場合

次のような場合には、給付金などのお支払いや保険料の払込免除ができない場合があります。

- 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当しない場合
- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
(なお、約款に特に定めがないかぎり、その疾病や不慮の事故等について告知いただいた場合でも、お支払いの対象にはなりません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや保険契約者、被保険者または給付金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、ご契約が失効したあとに給付金の支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当する場合
 - － 責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡
 - － 受取人等の故意または重大な過失による被保険者の死亡 など

■ 給付金などの代理請求について

- 被保険者さまが受取人となる給付金について、受取人をご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者さまがあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(保険料の払込免除の場合も同様。)
- 指定代理請求人を指定した場合は指定代理請求人に対し、代理請求できる場合がある旨を、お伝えください。

■ 給付金のお支払時期について

給付金のご請求があった場合、ネクスティア生命は、請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)からその日を含めて5営業日以内に給付金をお支払いします。ただし、給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、その確認内容に応じて、請求書類がネクスティア生命に到着した日(*)から60・90・120・180日のいずれかを経過する日までに給付金をお支払いします(保険料の払込免除の場合も同様。)

(*)請求書類がネクスティア生命に到着した日とは、完備された請求書類がネクスティア生命に到着した日をいいます。

6 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効・復活について

■ 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中(保険料をお払込みいただく月)にお払込みいただけます。なお、保険料払込期月中のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。払込期月中にご都合がつかない場合は、払込猶予期間中にお払込みください。

払込猶予期間・・・払込期月の翌月初日から末日まで

払込猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約の効力は失われます(失効)。

■ ご契約の復活について

ご契約者さまは、保険契約が失効した日からその日を含めて3年以内ならば、保険契約の復活を請求することができます。この場合、あらためて告知を行っていただき、月払の場合、失効期間中の保険料と復活の申出のあった当月および翌月の保険料相当額をあわせてお払込みいただく必要があります。

ただし、健康状態などによっては、ご契約の復活ができない場合があります。

7 解約と解約返戻金について

お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金のお支払い、一部はご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。

8 現在のご契約の解約・減額を前提とした、新たな保険契約をご検討されている方へ

現在のご契約を解約・減額すると、一般的に次の点について、ご契約者さまにとって不利益となります。

- 解約されますと多くの場合、解約返戻金が全くないか、あってもお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になります。
- 一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約については、一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって、被保険者さまの健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たにご契約の締結に際しての詐欺等の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たにご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消し・無効となることがありますのでご注意ください。

9 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。

10 生命保険契約者保護機構について

ネクスティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合は生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが減額されることがあります。

11 苦情のお申出先および相談窓口について

■ ネクスティア生命へのお問い合わせ

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、ネクスティア生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

ネクスティア生命 お問い合わせ窓口 カスタマーサービスセンター

TEL 0120-953-831

受付時間

月～金 9:00～22:00
土・日・祝日 9:00～18:00
※年末年始の当社休業日を除く

ネクスティア生命 ホームページ

<http://www.nextialife.co.jp>

■ 生命保険協会へのお問い合わせ

- この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。